堺市報道提供資料

令和８年 11 月２日提供

水道メーターの盗難について

堺市上下水道局では、以下のとおり盗難事案が発覚しましたのでお知らせします。

1　発生場所　①新金岡第１　13 棟、14 棟（堺市北区新金岡町 1-2　総室数　50 室）
②新金岡第２団地住宅　１棟、６棟（堺市北区新金岡町 1-3　総室数　40 室）

2　通 報 日　令和８年 10 月 30 日（金）

3　盗難状況

＜発生場所①＞

個　　数	２個（通報日時点で空室であった箇所に設置されていたもの）
規　　格	口径 20 ㎜
単　　価	約 3,000 円
被害総額	約 6,000 円

＜発生場所②＞

個　　数	３個（通報日時点で空室であった箇所に設置されていたもの）
規　　格	口径 20 ㎜
単　　価	約 3,000 円
被害総額	約 9,000 円

4　経緯

＜発生場所①＞

・10 月 29 日（木）午後 3 時頃、メーター検針等の委託事業者が、水道の使用開始に伴う現場作業のために現地を訪問したところ、本来設置されているはずの堺市上下水道局所有のメーターではなく、独立行政法人都市再生機構（以下、UR）所有のメーターが設置されていることを確認した。

・10 月 30 日（金）正午、メーター検針等の委託事業者が UR に確認したところ、10 月 22 日（木）に UR が手配した工事業者が、入居前の改装工事の完了確認のために当該住宅を訪問した際、本来設置されているはずのメーターが設置されていないことを確認したため、UR 所有のメーターを設置したとのことであった。また、当該住宅の別の 1 室においても、本来設置されているはずのメーターが設置されていないことを確認したため、同様に UR 所有のメーターを設置したとのことであった。

・同日午後 1 時 30 分、メーター検針等の委託事業者から堺市上下水道局にメーター盗難事案発生の報告があった。

＜発生場所②＞

・発生場所①の事案の発生を受け、10 月 30 日（金）午後 3 時 30 分頃、メーター検針等の委託事業者による隣接の住宅の現地調査を実施した結果、当該住宅の 3 室において、設置されているはずのメーターが設置されていないことを確認した。堺市上下水道局において、同日午後 4 時 30 分頃、当該住宅の管理組合が同室のメーターを撤去していないことを確認したため、盗難と判断した。

＜発生場所①及び②＞

・盗難されたメーター（5 個）は、令和 8 年 9 月 7 日（月）の定例検針時に設置されていたことを確認している。
・令和 8 年 10 月 30 日（金）に、管轄の北堺警察署に盗難の被害届を提出。
（その際、周辺パトロールの強化を要請。）
・堺市内でメーターの盗難が続いて発生していることから、堺市内の公的住宅の管理者に速報で注意喚起。

5 今後の対応

・引き続き、窓口やホームページ等で注意喚起を実施。
・公的住宅の管理者に対し、メーター盗難が疑われる事案が発生した際には、堺市上下水道局への速やかな報告を依頼。

【堺市上下水道局】
https://water.city.sakai.lg.jp/customer/oshirase/2369.html

6 メーター盗難の発生状況

・令和 5 年度　4 件　　74 個（被害額　約 222,000 円）
・令和 6 年度　3 件　　15 個（被害額　約 45,000 円）
・令和 7 年度　0 件
・令和 8 年度　6 件　　87 個（被害額　約 261,000 円）

※メーターの口径は、すべて 20 ㎜。
※令和 8 年度の件数等には本事案を含みません。

問い合わせ先	担　当　課：上下水道局 サービス管理部 事業サービス課 電　　話：072-250-9110 ファックス：072-250-4299